

- (c) 製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等は、特記による。  
 (d) (a)から(c)によるほか、2節による。
- 8.24.5 運搬・養生**  
(a) 減衰材を運搬する場合は、特に、傷、へこみが発生しないよう養生すると共に、可動部分は動かさないよう固定すること。  
(b) 減衰材の保管は、屋内保管を原則とする。やむを得ず屋外保管する場合は、落下物や車両による衝突等により損傷を受ける危険性のない場所とし、平坦な設置台に載せ、シート等で養生するほか、次による。  
(1) 直射日光にさらされないこと。  
(2) 長期にわたって高温にしないこと。  
(3) 油・薬品に汚染させないこと。  
(4) 火気の使用に注意すること。  
(5) 風雨にさらされないこと。  
(6) 積み重ねをしないこと。
- 8.24.6 減衰材の設置**  
 (a) 防錆処置は、特記による。  
 (b) 減衰材の設置位置の寸法許容差は、特記による。  
 (c) 既存部分が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は(a)から(c)によるほか、次による。  
 (1) あと施工アンカーの施工は、11節による。  
 (2) 鉄筋の加工及び組立は、8.19.6による。  
 なお、割裂補強筋の適用は、特記による。  
 (3) 型枠の組立及び取外しは、8.19.7による。  
 (4) コンクリートの打込みは、8.19.8による。  
 (5) 鉄骨架構の設置は、8.20.6に準拠する。  
 (d) 既存部分が鉄骨造の場合は、(a)及び(b)によるほか、8.20.6 及び8.20.7による。  
なお、割裂補強筋の適用は、特記による。
- 8.24.7 塗装の補修**  
 塗装の補修は、8.20.8による。
- 8.24.8 仕上げ**  
 減衰材設置後の仕上げは、特記による。
- 8.24.9 検査**  
 検査の項目及び数量は、特記による。

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 19 年版	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 22 年版(案)
<p>9章 環境配慮改修工事</p> <p>1節 アスベスト含有建材の処理工事</p> <p>9.1.1 一般事項</p> <p>(d) 施工調査</p> <p><u>(3) 分析によるアスベスト含有の調査は、特記による。</u></p> <p>(e) アスベスト粉じん濃度測定を行う場合は、特記による。 アスベスト粉じん濃度の測定は、「JIS K3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法—第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡による。</p> <p>9.1.2 除去工事共通事項</p> <p>(f) 表示及び掲示</p> <p>(1) アスベスト作業主任者名と職務内容、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、アスベスト除去作業中等の表示を行う。</p> <p>(g) <u>保護具・保護衣</u> 作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともにアスベストが付着しにくく、付着したアスベストが容易に除去できる保護衣又は作業衣を作業内容に応じて着用する。</p> <p>9.1.3 アスベスト含有吹付け材の除去</p> <p>(b) 工法</p> <p>(1) 除去工法は、特記による。特記がなければ次による。 (ii) 除去に当たっては、飛散抑制剤等の効果を確認し、ケレン棒等によりアスベスト含有吹付け材を掻き落とす。</p> <p>(2) 除去物及び汚染物等</p> <p><u>(iii) 汚染物等の処理</u> 隔離シート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、除じん機フィルタ等も(i)により処理する。</p> <p>(c) 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等</p> <p>(4) 除去したアスベスト含有吹付け材の処分</p> <p>(ii) <u>アスベスト含有吹付け材を溶融固化する場合は、アスベストの中間処理に適する溶融施設によって行う。</u></p> <p>9.1.5 アスベスト含有成形板の除去</p> <p>(c) 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等</p> <p>除去したアスベスト含有成形板の保管、運搬及び処分は次による。<u>ただし、処分は原形のまま埋立処分とし、それにより難しい場合は、監督職員と協議する。</u></p> <p>5節 断熱・防露改修工事</p> <p>9.5.2 断熱材打込み工法</p> <p>(a) 材料</p> <p>(1) <u>断熱材は、JIS A 9511(発泡プラスチック保温材)によるビーズ法ポリスチレンフォーム保温材、押出法ポリスチレンフォーム保温材及び硬質ウレタンフォーム保温材とし、適用する種類及び厚さは特記による。ただし、硬質ウレタンフォーム保温材の発</u></p>	<p>9章 環境配慮改修工事</p> <p>1節 アスベスト含有建材の処理工事</p> <p>9.1.1 一般事項</p> <p>(d) 施工調査</p> <p><u>(3) 分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法) により、適用は特記による。</u></p> <p>(e) アスベスト粉じん濃度測定を行う場合は、特記による。 アスベスト粉じん濃度の測定は、JIS K 3850-1 (空気中の繊維状粒子測定方法—第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法) による位相差・分散顕微鏡法による。</p> <p>9.1.2 除去工事共通事項</p> <p>(f) 表示及び掲示</p> <p>(1) アスベスト作業主任者名と職務内容、関係者以外立入禁止、<u>アスベスト有無の事前調査の結果</u>、喫煙・飲食の禁止、アスベスト除去作業中等の表示を行う。</p> <p>(g) <u>保護具等</u> 作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具や保護めがねを使用する。 なお、アスベスト含有吹付け材を除去する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。</p> <p><u>(h) 保護衣、作業衣</u> 保護衣はアスベストの浸透がない材質、構造のものを着用し、原則として、使用ごとに廃棄する。作業衣はアスベストが付着しにくく、付着したアスベストが容易に除去できるものとする。</p> <p>9.1.3 アスベスト含有吹付け材の除去</p> <p>(b) 工法</p> <p>(1) 除去工法は、特記による。特記がなければ次による。 (ii) 除去に当たっては、<u>粉じん</u>飛散抑制剤等の効果を確認し、ケレン棒等によりアスベスト含有吹付け材を掻き落とす。</p> <p>(2) 除去物及び汚染物等</p> <p>(c) 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等</p> <p>(4) 除去したアスベスト含有吹付け材の処分</p> <p>(ii) <u>アスベスト含有吹付け材を溶融固化する場合は、アスベストの中間処理に適する溶融施設又は認定を受けた無害化処理施設によって行うものとし、適用は特記による。</u></p> <p>9.1.5 アスベスト含有成形板の除去</p> <p>(c) 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等</p> <p>除去したアスベスト含有成形板の保管、運搬及び処分は次による。<u>ただし、処分は埋立処分、アスベストの中間処理に適する溶融施設又は認定を受けた無害化処理施設とし、適用は特記による。</u></p> <p>5節 断熱・防露改修工事</p> <p>9.5.2 断熱材打込み工法</p> <p>(a) 材料</p> <p>(1) <u>断熱材は、JIS A 9511 (発泡プラスチック保温材) によるビーズ法ポリスチレンフォーム保温材、押出法ポリスチレンフォーム保温材及び硬質ウレタンフォーム保温材A種及びフェノールフォーム保温材とし、適用する種類及び厚さは特記による。ただし、</u></p>

泡剤による種類は、特記がなければ、A種とする。

6節 屋上緑化改修工事

9.6.1 一般事項

(c) 植栽基盤

(1) 屋上緑化軽量システムは、防水層保護層、耐根層、保水・排水層、透水層及び土壌層から構成されたものとし、その工法はシステム製作所の仕様による。ただし、屋根保護防水工法の場合は、防水層保護層を省略することができる。

9.6.2 材料

(a) 屋上緑化軽量システムの各構成層の材質及び性能は、次の(1)から(5)による。

(2) 耐根層

長期(2年以上)にわたり、くまざさ等の根張りの強い植物に対して耐根性能をもつものとする。また、重ね合せ部についても同等の性能をもつものとする。

(3) 保水・排水層

(i) 材質は合成繊維、合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性のあるものとする。

(4) 透水層

(i) 材質は合成繊維、合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性のあるものとする。

(c) 縁材、舗装材、水抜き管、マルチング材等は、特記による。

9.6.3 工法

(c) 水抜き管及びルーフトレンには、土壌流出防止用カバー等を設ける。

7節 透水性アスファルト舗装改修工事

9.7.6 舗装の材料

(a) 透水性アスファルト舗装に用いるアスファルトは、特記による。特記がなければ、次により、車道部は改質アスファルトI型、歩道部はストレートアスファルトとする。

(1) 改質アスファルトの品質は、表9.7.7による。

表9.7.7 改質アスファルトの品質

項目	種類	改質アスファルトの品質	
		改質アスファルトI種	改質アスファルトII種
針入度 (25℃)	(1/10 mm)	50 以上	40 以上
軟化点	(℃)	50.0~60.0	56.0~70.0
伸度 (7℃)	(cm)	30 以上	—
伸度 (15℃)	(cm)	—	30 以上
引火点	(℃)	260 以上	260 以上
薄膜加熱針入度残留率	(%)	55 以上	65 以上
タフネス (25℃)	(N・m)	4.9 以上	7.8 以上
テナシティ (25℃)	(N・m)	2.5 以上	3.9 以上

9.7.7 配合その他

フェノールフォーム保温材のホルムアルデヒド放散量は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

6節 屋上緑化改修工事

9.6.1 一般事項

(c) 植栽基盤

(1) 屋上緑化軽量システムは、防水層保護層、耐根層、排水層、透水層及び土壌層から構成されたものとし、その工法はシステム製作所の仕様による。ただし、屋根保護防水工法の場合は、防水層保護層を省略することができる。

9.6.2 材料

(a) 屋上緑化軽量システムの各構成層の材質及び性能は、次の(1)から(5)による。

(2) 耐根層

長期(2年以上)にわたり、クマザサ等の地下茎伸長力の強い植物に対して貫通防止能力をもつものとする。また、重ね合せ部についても同等の性能をもつものとする。

(3) 排水層

(i) 材質は合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性のあるものとする。

(4) 透水層

(i) 材質は合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性のあるものとする。

(c) 見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等は、特記による。

9.6.3 工法

(c) 水抜き管及びルーフトレンには、目詰まり及び土壌流出防止用カバー等を設ける。

7節 透水性アスファルト舗装改修工事

9.7.6 舗装の材料

(a) 透水性アスファルト舗装に用いるアスファルトは、特記による。特記がなければ、次により、車道部はポリマー改質アスファルトI型、歩道部はストレートアスファルトとする。

(1) 改質アスファルトの品質は、表9.7.7による。

表9.7.7 透水性舗装(車道部)に使用するポリマー改質アスファルトの品質

項目	種類	ポリマー改質アスファルトI型	
		種類	品質
軟化点	(℃)	—	60.0 以上
伸度 (7℃)	(cm)	—	30 以上
伸度 (15℃)	(cm)	—	—
タフネス (25℃)	(N・m)	—	5.0 以上
テナシティ (25℃)	(N・m)	—	2.5 以上
針入度 (25℃)	(1/10mm)	—	40 以上
薄膜加熱質量変化率	(%)	—	0.6 以下
薄膜加熱後の針入度残留率	(%)	—	65 以上
引火点	(℃)	—	260 以上

9.7.7 配合その他



公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 19 年版

(a) 透水性アスファルト混合物の配合は、表 9.7.9 及び表 9.7.10 を満足するもので、(社)日本道路協会「舗装試験法便覧」のマーシヤル安定度試験方法によりアスファルト量を求め、配合設計を設定する。

表 9.7.9 透水性アスファルト混合物の配合

ふるいの呼び名	ふるい通過質量百分率(%)
19 mm	100
13.2 mm	95~100
4.75 mm	20~36
2.36 mm	12~25
300 μm	5~13
75 μm	3 ~6
アスファルト量(%)	3.5~5.5

表 9.7.10 透水性アスファルト混合物に対する基準値

項 目	基 準 値	
最大粒径 (mm)	13	
安定度 (kN)	車道部	4.90 以上
	歩道部	3.92 以上
フロー (1/100 cm)	20~40	
空隙率 (%)	12 以上	
透水係数 (cm/s)	1×10 <sup>-2</sup> 以上	

9.7.8 舗装の工法

(b) 透水性アスファルト混合物等の敷均し

(2) 透水性アスファルト混合物等の敷均しは、原則として、フィニッシャによるものとする。ただし、機械を使用できない狭いところや軽易な場合は、人力によることができる。

(5) やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合は、次によることができる。

(ii) 敷均しに際しては、フィニッシャのスクリーンを継続して加熱する。

9.7.9 試験

(c) 透水性アスファルト混合物等の抽出試験

(2) 抽出試験の方法は、(社)日本道路協会「舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)」のアスファルト抽出試験方法による。

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 22 年版(案)

(a) 透水性アスファルト混合物の配合は、表 9.7.9 及び表 9.7.10 を満足するもので、(社)日本道路協会「舗装調査・試験法便覧」のマーシヤル安定度試験方法によりアスファルト量を求め、配合設計を設定する。

表 9.7.9 透水性アスファルト混合物の配合

ふるいの呼び名	ふるい通過質量百分率 (%)	
	<u>車道用</u>	<u>歩道用</u>
19mm	<u>100</u>	100
13.2mm	<u>90~100</u>	95~100
4.75mm	<u>11~35</u>	20~36
2.36mm	<u>10~20</u>	12~25
300 μm	<u>—</u>	5~13
75 μm	<u>3~7</u>	3~6
アスファルト量 (%)	<u>4~6</u>	<u>4.0~5.0</u>

表 9.7.10 透水性アスファルト混合物に対する基準値

項 目	基 準 値	
最大粒径 (mm)	13	
安定度 (kN)	車道部	<u>3.43</u> 以上
	歩道部	<u>3.0</u> 以上
フロー (1/100cm)	20~40	
空隙率 (%)	<u>車道部</u>	<u>20 以上</u>
	<u>歩道部</u>	<u>12 以上</u>
透水係数 (cm/s)	1×10 <sup>-2</sup> 以上	

9.7.8 舗装の工法

(b) 透水性アスファルト混合物等の敷均し

(2) 透水性アスファルト混合物等の敷均しは、原則として、アスファルトフィニッシャによるものとする。ただし、機械を使用できない狭いところや軽易な場合は、人力によることができる。

(5) やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合は、次によることができる。

(ii) 敷均しに際しては、アスファルトフィニッシャのスクリーンを断続的に加熱する。

9.7.9 試験

(c) 透水性アスファルト混合物等の抽出試験

(2) 抽出試験の方法は、(社)日本道路協会「舗装調査・試験法便覧」のアスファルト抽出試験方法による。